

「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項についての改正に係る標準的手続

(目的)

第1条 本通知は、「家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するもの（指定禁止物）及び同法第37条第1項の農林水産大臣が指定するもの（指定検疫物）から除外する基準等について」（令和8年7月1日付け8消安第1942号）の1に基づき定める「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項」（令和8年7月1日付け8動検第252号）（以下「指定外基準」という。）を改正する場合の動物検疫所における標準的な手続を定めることにより、当該手続の公正性の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本通知における用語の定義は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「リスク評価」とは、輸入畜産物を介して監視伝染病の病原体が我が国に侵入し、国内の家畜が当該病原体に暴露されることにより感染する可能性の評価をいう。
- (2) 「動物検疫所ウェブサイト」とは、農林水産省動物検疫所が運営するウェブサイトをいう。
- (3) 「指定外基準の見直し」とは、個別の基準の新設、変更、廃止等の指定外基準の改正のことをいう。

(指定外基準の見直し時期)

第3条 動物検疫所は、製造技術等の最新の知見、国際基準の改正等に対応し、制度の適正な運用を確保するため、定期的に指定外基準の見直しを行うほか、必要な場合には、随時見直しを行う。

2 動物検疫所は、指定外基準の見直しに先立ち、関係省庁、関係事業者、学識経験者等からの意見聴取等、積極的に情報収集を行う。

3 動物検疫所は、第4条から第7条の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要な場合には、前項の関係者等からの情報収集に努める。

(リスク評価)

第4条 動物検疫所は、指定外基準の見直しに係る必要なリスク評価を行う。

(指定外基準の見直し)

第5条 動物検疫所は、第4条のリスク評価の結果を踏まえ、指定外基準の見直しを行う。

(専門家会議)

第6条 動物検疫所は、家畜衛生の専門家を含む外部有識者により構成される「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項に関する専門家会議を設置し、第4条で実施したリスク評価及び前条で実施した指定外基準の見直しについて、意見を聴く。

2 動物検疫所は、前項の結果を踏まえ、必要な場合には、リスク評価及び指定外基準の変更の検討を行う。

(動物衛生課との協議)

第7条 動物検疫所は、前条の検討を経た指定外基準について、消費・安全局動物衛生課と協議を行う。

2 動物検疫所は、前項の協議の結果を踏まえ、必要な場合には、見直した指定外基準の再検討を行う。

(指定外基準の施行及び公表)

第8条 動物検疫所は、前条の協議の結果、指定外基準を改正した場合は、動物検疫所ウェブサイトにおいて遅滞なく公表する。なお、指定外基準の見直しに伴い、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく通報（SPS 通報）が必要な場合には、施行までに必要な期間を確保する。

(本通知の見直し)

第9条 本通知は、運用状況等を踏まえて、適宜見直しを行う。